

石川県公報

令和3年6月1日

第13410号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示	
○随意契約の相手方等 (人事課)	1
○石川県議会定例会の招集 (財政課)	2
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	2
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更の届出 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更の届出 (同)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	6
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	6
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	7
○保安林の皆伐面積の限度 (森林管理課)	7

告 示

石川県告示第211号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称、数量及び調達方法
石川県共済事業等管理システム機器等賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部人事課福利厚生室
金沢市鞍月1丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月30日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通リース株式会社北陸支店
金沢市昭和町16番1号

- 5 随意契約に係る金額
57,486,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に該当するため

石川県告示第212号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和3年第3回石川県議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 招集期日
令和3年6月8日
- 2 場所
金沢市

石川県告示第213号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
あらかクリニック	小松市若杉町95番地	令和3年4月1日
湯浅医院	小松市旭町95	令和3年4月1日
草山歯科医院	鳳珠郡能登町小木15-23-4	令和3年4月1日
室木歯科口腔外科医院	七尾市中島町浜田耕100番地1	令和3年4月1日
スギ薬局 野々市堀内店	野々市市西部中央土地区画整理事業施工地区31街区1番	令和3年5月1日

石川県告示第214号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
あらかクリニック	小松市若杉町95番地	令和3年4月1日
湯浅医院	小松市旭町95	令和3年4月1日
草山歯科医院	鳳珠郡能登町小木15-23-4	令和3年4月1日
室木歯科口腔外科医院	七尾市中島町浜田耕100番地1	令和3年4月1日
スギ薬局 野々市堀内店	野々市市西部中央土地区画整理事業施工地区31街区1番	令和3年5月1日

石川県告示第215号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止し

た旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
荒木病院	小松市若杉町95番地	令和3年3月31日
湯浅医院	小松市旭町95	令和3年3月31日
たかの歯科医院	小松市本町4丁目3番地	令和3年3月22日
草山歯科医院	鳳珠郡能登町字小木15字23番4	令和3年3月31日
室木歯科口腔外科医院	七尾市中島町浜田レ部12の1	令和3年3月31日

石川県告示第216号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
荒木病院	小松市若杉町95番地	令和3年3月31日
湯浅医院	小松市旭町95	令和3年3月31日
たかの歯科医院	小松市本町4丁目3番地	令和3年3月22日
草山歯科医院	鳳珠郡能登町字小木15字23番4	令和3年3月31日
室木歯科口腔外科医院	七尾市中島町浜田レ部12の1	令和3年3月31日

石川県告示第217号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
津幡町	新	公立河北中央病院	令和3年4月1日
	旧	津幡町国民健康保険直営河北中央病院	
		河北郡津幡町字津幡口51番地2	

石川県告示第218号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
津幡町	新	公立河北中央病院	令和3年 4月1日
	旧	津幡町国民健康保険直営河北中央病院	
		河北郡津幡町字津幡口51番地2	

石川県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
特定医療法人社団 勝木会	新	特定医療法人社団 勝木会 訪問 看護ステーション リハケア芦城	令和3年 5月1日
	旧	小松市八幡イ12番地7	
		小松市土居原町175番地	

石川県告示第220号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
特定医療法人社団 勝木会	新	特定医療法人社団 勝木会 訪問 看護ステーション リハケア芦城	令和3年 5月1日
	旧	小松市八幡イ12番地7	
		小松市土居原町175番地	

石川県告示第221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定介護事業者		指定介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
高野 淳	小松市本町4丁目3番地	たかの歯科医院	小松市本町4丁目3番地	令和3年 3月22日
湯浅 幹也	小松市旭町95	湯浅医院	小松市旭町95	令和3年 3月31日
草山 和人	鳳珠郡能登町字小木15字23番4	草山歯科医院	鳳珠郡能登町字小木15字23番4	令和3年 3月31日
室木 俊美	七尾市中島町浜田レ部12の1	室木歯科口腔外科医院	七尾市中島町浜田レ部12の1	令和3年 3月31日

石川県告示第222号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定介護事業者		指定介護事業所		廃止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
高野 淳	小松市本町4丁目3番地	たかの歯科医院	小松市本町4丁目3番地	令和3年 3月22日
湯浅 幹也	小松市旭町95	湯浅医院	小松市旭町95	令和3年 3月31日
草山 和人	鳳珠郡能登町字小木15字23番4	草山歯科医院	鳳珠郡能登町字小木15字23番4	令和3年 3月31日
室木 俊美	七尾市中島町浜田レ部12の1	室木歯科口腔外科医院	七尾市中島町浜田レ部12の1	令和3年 3月31日

石川県告示第223号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定介護事業者		指定介護事業所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
津幡町	河北郡津幡町加賀爪ニ3番地	新 公立河北中央病院	河北郡津幡町字津幡口51番地2	令和3年 4月1日
		旧 津幡町国民健康保険直営河北中央病院		

石川県告示第224号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定介護事業者		指定介護事業所		変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
津幡町	河北郡津幡町加賀爪ニ3番地	新 公立河北中央病院	河北郡津幡町字津幡口51番地2	令和3年 4月1日
		旧 津幡町国民健康保険直営河北中央病院		

石川県告示第225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定介護事業者		指定介護事業者		変 更 年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 芙蓉 会	かほく市学園台5丁目 19番地1	特別養護老人ホームこと ぶき園	新	かほく市学園台5丁 目19番地1	令和2年 7月1日
			旧	かほく市二ツ屋ツ50 番1	
株式会社ケアウイン グ	河北郡津幡町能瀬ウ190 -1	居宅介護支援事業所ケア ウイング	新	河北郡津幡町能瀬ウ 190-1	令和3年 5月1日
			旧	河北郡内灘町大学2 丁目202	
特定医療法人社団 勝木会	小松市八幡イ12番地7	特定医療法人社団 勝木 会 訪問看護ステーショ ン リハケア芦城	新	小松市八幡イ12番地 7	令和3年 5月1日
			旧	小松市土居原町175 番地	

石川県告示第226号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

指定介護事業者		指定介護事業者		変 更 年月日	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
社会福祉法人 芙蓉 会	かほく市学園台5丁目 19番地1	特別養護老人ホームこと ぶき園	新	かほく市学園台5丁 目19番地1	令和2年 7月1日
			旧	かほく市二ツ屋ツ50 番1	
株式会社ケアウイン グ	河北郡津幡町能瀬ウ190 -1	居宅介護支援事業所ケア ウイング	新	河北郡津幡町能瀬ウ 190-1	令和3年 5月1日
			旧	河北郡内灘町大学2 丁目202	
特定医療法人社団 勝木会	小松市八幡イ12番地7	特定医療法人社団 勝木 会 訪問看護ステーショ ン リハケア芦城	新	小松市八幡イ12番地 7	令和3年 5月1日
			旧	小松市土居原町175 番地	

石川県告示第227号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
珠 洲 市 総 合 病 院	珠洲市野々江町ユ部1番地1	令和3年6月1日	令和6年5月31日

南ヶ丘病院	野々市市西部中央土地区画整理事業 施行地区56街区1番	令和3年6月1日	令和6年5月31日
-------	--------------------------------	----------	-----------

石川県告示第228号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配給会社名
映 画	ザ・レズビアン 甘い蜜の誘惑	新 東 宝 映 画
〃	シンプルな情熱 (原題) PASSION SIMPLE	セテラ・インターナショナル (フランス、ベルギー)
〃	親愛なる君へ (原題) 親愛的房客 (Dear Tenant)	エ ス ピ ー オ ー (台 湾)
〃	光復	スタンダードフィルム
〃	よがるナオンと巨乳と義母と	新 東 宝 映 画
〃	海底悲歌 (はいていエレジー)	堂 ノ 本 敬 太

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和3年6月1日

石川県告示第229号

令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和3年6月1日

石川県知事 谷 本 正 憲

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度	備 考
	ヘクタール	ヘクタール
奥能登東部水源 ^{かん} 涵養保安林	47.00	
奥能登西部	159.06	
中能登東部	12.34	
中能登西部	50.64	
中能登中部	49.28	
中能登南部	79.34	
富来川神代川	10.22	
羽 昨 川	78.46	
犀川大野川	499.68	{ 国有林 195.92 { 民有林 303.76
手 取 川	1,210.34	{ 国有林 341.76 { 民有林 868.58
梯 川	274.04	{ 国有林 137.26 { 民有林 136.78

大 聖 寺 川	〃	480.76	{ 国有林 30.28 { 民有林 450.48
小 計		2,951.16	
奥 能 登 東 部	土砂流出防備保安林	3.22	
奥 能 登 西 部	〃	0.85	
中 能 登 東 部	〃	0.28	
中 能 登 西 部	〃	2.84	
中 能 登 中 部	〃	0.42	
中 能 登 南 部	〃	6.50	
富 来 川 神 代 川	〃	1.66	
羽 咋 川	〃	18.16	
犀 川 大 野 川	〃	7.56	
手 取 川	〃	5.32	{ 国有林 3.66 { 民有林 1.66
梯 川	〃	5.16	
大 聖 寺 川	〃	0.12	{ 国有林 5.12 { 民有林 0.04
小 計		52.09	
中 能 登 西 部	干 害 防 備 保 安 林	1.68	
犀 川 大 野 川	〃	1.32	
大 聖 寺 川	〃	0.08	
小 計		3.08	
能 登 地 区	保 健 保 安 林	134.52	
能 登 地 区 ~ 手 取 川	〃	65.34	
手 取 川	〃	31.66	
手 取 川 ~ 福 井 県 境	〃	159.18	
小 計		390.70	
合 計		3,397.03	